

○ 北本市緑の基本計画（改訂案）

1 目的と期間

北本市緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため策定するものです。北本市では、平成10年3月に「北本市緑の基本計画」を策定しましたが、その後15年あまりが経過しました。

この間、人口構造や都市構造などの社会情勢の変化や、自然環境に変化が生じたため、平成26年度に「北本市緑の基本計画の改訂に伴う現況等調査業務」を実施し、当初の計画目標に対する現況把握と評価を行いました。これを踏まえ、平成27年度に緑の将来像や目標、施策等を見直し、緑の基本計画の改訂を行うものです。

計画期間については、総合振興計画や都市マスタープランを踏まえ、平成28年度から平成40年度の13年間とします。また、その後の社会情勢の変化や新たな課題に対応し計画を実効性のあるものとするため、計画の中間年度において中間見直しを行います。

2 北本における緑の主要な課題

北本市においては、これまでも公園整備や緑化を順次進めており、市全体としては緑が比較的多いです。その緑は、市街地となっている中央部と、荒川の低地と台地、その隣接部にある谷津が大規模緑地を形成し畑地が広がる西部、さらに公園緑地が点在し水田が広がっている東部とで、性格が異なります。

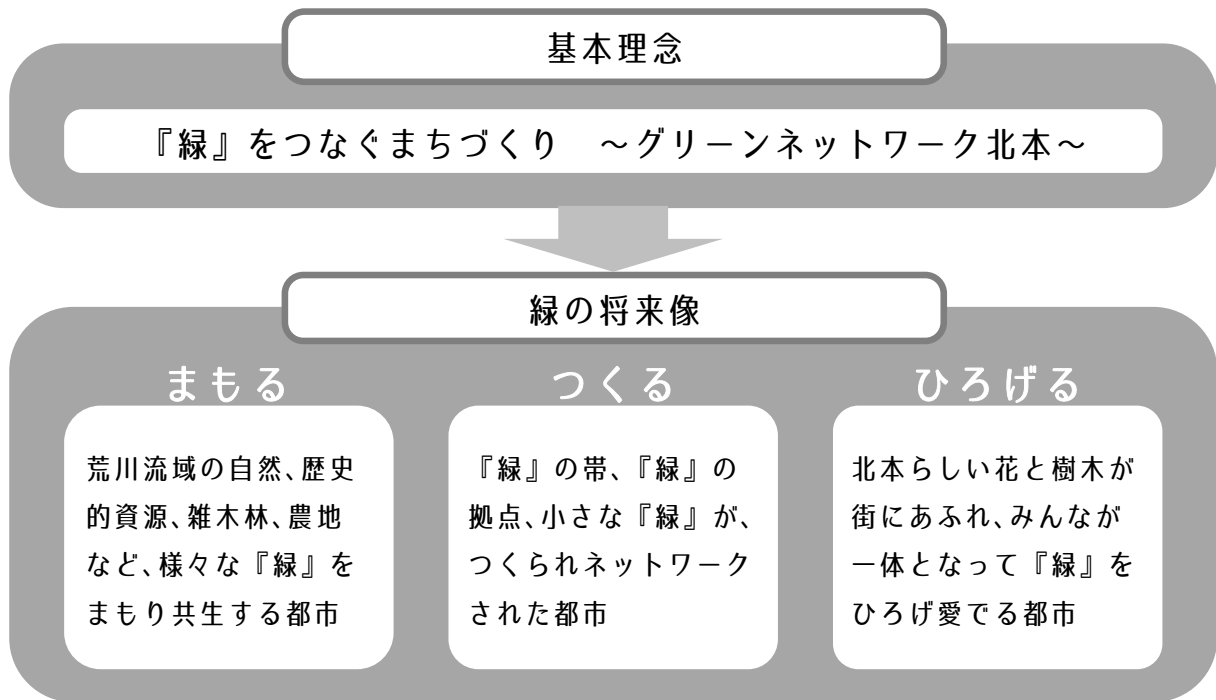
市民の多くが居住する中央部では、公園の箇所数はそれなりにあるものの個々の面積が小さいため、身近な緑の総量が少なく、公園圏域から外れた地域もあり、市民農園なども含めて緑の量を増やしていくことが求められている一方で、用地の観点からは今後公園緑地を大幅に増やすことが難しい状況にあります。

西部においては、大規模な公園緑地が点在し多様な自然環境がまとまって存していますが、荒川における広域的な視点からの保全、今後減少していく可能性のある農地や雑木林の保全など、北本市の主要な緑として、地域の緑の一体的な保全が求められています。

また東部においては、大規模な公園緑地が少ない中で、工場などを含む民有地が地域の緑をはぐくむ重要な場となっているほか、景観を形成している水田を今後も保全していくことが重要となります。

さらに、北本市には、雑木林や社寺、屋敷林などが小規模ながらも多く点在していますが、これらは特に民地において減少傾向にあり、これらの小さな緑を将来に渡って保全していくことが北本市の緑の保全につながっていきます。また、ボランティアを含む市民の参画・活用による緑の保全を進めていくことも必要であり、そのしくみや支援策の検討なども重要な課題となっています。

3 基本理念と緑の将来像



北本市は、市内の大部分が大宮台地上にあり、南北に流れる河川とそこに挟まれた台地から形成されています。この地形が生みだした肥沃な土壌は、広大な畑と水田を支え、点在する昔ながらの雑木林を育ててきました。一方で市街地においては、大宮台地の原風景を未来に伝える緑豊かな街並みが形成され、私達の生活に安らぎと安全をもたらしています。このような多様な役割を担う『緑』は、都市の環境を支える基盤であり、北本の自然や歴史的風土の象徴といえます。

本市のこのような歴史的背景や特色を活かし、将来にわたって『緑』をつないでいくためには、様々な視点から『緑』をまもりその質を高め、北本の風土に合った『緑』をつくりネットワークさせ、さらに市民、行政、企業などの多様な主体が協力して『緑』をひろげていくことが大切です。

このような考え方にに基づき、北本市の緑をネットワークでつなぐとともに、様々な主体の連携により市民の意識でつないでいくことをイメージし、上記のような基本理念と緑の将来像を定めました。



**緑にあふれる
都市緑化のエリア**

市民が利用しやすい機能的な都市公園が整備され、公共施設や学校で特色ある緑化が進み、生産緑地が広がる都市空間において多様な主体が沿道緑化を進めるエリア。

**水辺と水田がつくる
水のエリア**

河川や水路における多自然整備や自然再生が行われ、レクリエーション利用が進むとともに、広大な水田景観と工場や社寺などの民地の緑を一体的に保全するエリア。

**雑木林と畑地がつくる
緑のエリア**

大規模緑地や谷津が点在するとともに、市民に親しまれる農地が広がり、それらと隣接する雑木林や屋敷林を含めた一体的な連続性を持った緑として保全するエリア。

- 『緑』の帯と拠点とネットワーク**
- 緑の骨格をつくる『緑』の帯
人と生きものと風が行き交う北本の緑の骨格
 - メインとなる『緑』の拠点
北本の緑の顔で市民の憩いの場である大規模緑地
※拠点名は中心になる施設等としています。
 - 地域の核となる『緑』の拠点
地域の緑の核となる公園や社寺など
 - 学校や公共施設としての『緑』の拠点
緑のコミュニティの核となる学校や公民館など
 - 沿道緑化による『緑』のネットワーク
沿道緑化により緑の景観を連続させる
人と緑をつなぐネットワーク
 - 河川や水路による『緑』のネットワーク
河川や水路の保全により風と潤いをもたらし
自然と生きものをつなぐネットワーク

緑の将来像図

4 基本方針

基本理念と緑の将来像を見据え、『緑』をまもる、つくる、ひろげるという基本目標を掲げ、その達成のための基本方針を以下のように定めました。



基本目標1 『緑』をまもる

基本方針1 豊かな自然を守り親しみます

河川や隣接する緑地、谷津、斜面林、大規模公園緑地、雑木林、ビオトープなど自然的、歴史的資源を『緑』の帯として保全するとともに、多くの市民が親しめるようにします。

基本方針2 盛んな農業を活用し共生します

生産緑地などの制度を活用して農地を保全するとともに、市民農園など多くの市民が農業と共生できるようにして、地産地消の推進や地場産品を活用した地域交流を進めます。

基本目標 2 『緑』をつくる

基本方針 3 身近な公園緑地をつくります

安心、安全、防災に配慮しながら、市街化区域内の公園未整備地区に市民が利活用できるような身近な公園緑地の整備をするとともに、小規模な公園緑地の拡張をします。

基本方針 4 たくさんの緑の拠点をつくります

学校や道路、河川、などの公共施設緑地に拠点をづくり、様々な緑と相互ネットワークを形成することによりエコロジカルネットワーク*を形成し、豊かな生活環境と多様な生きものとの共生を図ります。

※) 野生生物が生息生育する様々な空間が有機的につながる生態系のネットワーク。

基本目標 3 『緑』をひろげる

基本方針 5 北本らしい花と樹木をみんなで育てひろげます

雑木林や屋敷林、庭などの個人で増やすことが可能な緑など、身近な小さな『緑』をひろげます。さらに、市民、行政、企業などの多様な主体が協力して、北本の風土に合った花や樹木を育て緑にあふれたまちづくりを進めます。

基本方針 6 市民の緑の意識を高め計画を進めます

緑をまもり・つくる活動の核になるようなリーダーを発掘し育てます。同時に、市民の活動が活発になるような制度やしくみをつくり、市民、行政、企業などの多様な主体が協力して計画を進めていきます。

5 緑の確保目標

『緑』をまもる目標

市の面積の半分を緑として維持するとともに、
市街化区域における緑被率を向上します。

市街化区域における緑被率 ^{※1}	20.5% ⇒ 25.0%
市全体の緑被率	48.2% ⇒ 50.0%

※1) 樹木被覆地、草地、農地で覆われる土地の面積割合。

『緑』をつくる目標

一人あたりの公園面積を増やし、
市街化区域の全ての市民の身近な公園緑地利用を可能にします。

一人あたりの都市公園面積(市街化区域) ^{※2}	1.7 m ² ⇒ 2.5 m ²
一人あたりの都市公園面積(市全体) ^{※3}	10.0 m ² ⇒ 12.0 m ²
誘致圏域率(市街化区域の都市公園) ^{※4}	85.6% ⇒ 100.0%

(目標年次:平成40年度)

※2) 市街化区域の人口は、H27は実数の52.79千人、H40は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口より推定した46.33千人として算出。

※3) 都市計画区域の人口は、H27は実数の68.71千人、H40は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口より推定した60.30千人として算出。

※4) 誘致圏域率は、市街化区域内の街区公園から半径250mの円によって覆われた面積割合。

『緑』をひろげる目標

公園緑地に対する市民の満足度を高め、
本計画の認知度を上げて取り組みを進めていきます。

公園緑地の整備への満足度	33.4% ⇒ 50.0%
計画の認知度	13.0% ⇒ 50.0%

6 施策体系

基本目標	基本方針	施策の方向	分類	施策	新規継続
「緑」をまもる	方針1	公園緑地を保全していきます	1a 公園緑地保全の優先度の検討	1 保全優先度の高い緑地の検討	新
			1b 緑地の担保性の向上	2 緑地保全地域の指定の推進	継
				3 保護地区等の保全管理の推進	継
				4 市民緑地制度の活用	継
				5 民有緑地の保全の推進	継
				6 緑資源としての文化財の保全	新
				7 大規模公園緑地の管理	継
			1c 公園緑地の管理	8 樹木の適正な保護管理の推進	新
			9 指定管理者制度による管理の推進	継	
			1-2 水辺環境を保全していきます	1d 骨格となる河川水辺の保全	10 荒川の広域的な保全の推進
	11 湧水の保全	新			
	1-3 生物多様性を保全していきます	1e 生物多様性に配慮した保全や緑化の推進	12 ビオトープの保全管理の推進	継	
			13 郷土種や在来種を用いた緑化の推進	継	
	方針2	農地を保全していきます	2a 農地の担保性の向上	14 生産緑地や農地の有効活用	継
				15 生産緑地の活用	継
				16 市民農園の推進	継
				17 学校農園の推進	継
				18 農業に参加する機会の拡充	新
	2-2 農業と共生していきます	2b 農業とのふれあいの拡充	2c 農産物の活用	19 特産品のブランド化による農業振興	継
				20 街区公園・近隣公園の拡充	継
				21 調整池周辺の緑化の推進	継
	方針3	3-1 身近な緑を増やしていきます	3a 身近な公園緑地の整備・拡充	22 借地公園の公有地化の検討	新
				23 ニーズにあわせた公園緑地の整備推進	継
				24 公園緑地の防災機能の強化	継
		3-2 利用しやすい緑を増やしていきます	3b 様々なニーズに対応した公園の機能の拡充	25 学校の緑化の推進	継
				26 公共公益施設における特色ある緑化の推進	継
				27 中小河川における多自然整備の推進	継
	方針4	4-1 緑の拠点を整備していきます	4a 緑の拠点の整備	28 中小水路における自然再生の推進	継
				29 緑道・サイクリングロードの整備	継
		4-2 緑のネットワークを形成していきます		4b 緑のネットワークの形成	30 街路樹・植樹帯などによる緑化の推進

基本 目標	基本 方針	施策の方向	分類	施策	新規 継続	
「緑」をひろげる	方針 5	暮らしやすい街 5-1 並みをひろげて いきます	5a 緑豊かな街並みの形成	31 隣接する緑の一体的な整備の促進	継	
				32 緑地協定の推進	継	
		5-2 民有地における 緑をひろげてい きます	5b 民有地の緑の育成の推 進	33 住宅地の緑化促進	継	
				34 工場・工業地における緑化推進	継	
		方針 6	6-1 知識の醸成や リーダー育成を 進め、市民が参 画できるしくみ をつくります	6a 知識の醸成と人材育成 の推進	35 商業地・事業所における緑化推進	継
					36 園芸講習会の開催	継
	37 緑のなんでも相談窓口の開設				継	
	6-2 緑に親しむ場を 育てアピール し、計画を進め るための取り組 みを行っています		6b 緑化事業の推進	38 リーダーやボランティア団体の育成と充実強化	継	
				39 様々な主体による管理活動の実施	継	
				40 雑木林育成事業への市民参画	継	
				41 花いっぱい運動推進事業の実施	継	
	6-2 緑に親しむ場を 育てアピール し、計画を進め るための取り組 みを行っています		6c 緑をひろげるしくみづ くり	42 北本市緑と花のまちづくり基金の拡充	継	
				43 協働による公園活用の推進	継	
			6d 公園緑地を活用したイ ベントの実施	44 地域の緑を地域でまもるためのしくみづくり	新	
				45 公園緑地に親しむイベントの開催	継	
		46 スポーツ・レクリエーションイベントの開催		継		
		47 協働による資源発掘やモニタリングの実施		新		
	6f 緑に関わる基本的な情 報の収集	6e 普及啓発の実施	48 緑のコンクール、表彰の実施	継		
			49 緑のPR、広報活動の充実	継		
			50 緑の現況調査の実施	新		
	6g 関連施策の検討	6f 緑に関わる基本的な情 報の収集	51 生物多様性モニタリングの実施	新		
			52 緑の基本計画アクションプランの検討	新		
				6g 関連施策の検討	53 生物多様性地域戦略の検討	新

7 緑の基本計画の構成

